

上院司法委員の一部共和党議員が同委員会のマークアップ延期を要請  
～ CAFC ミッチェル首席判事も下院スタッフに新たな書簡 ～

2007年6月12日  
JETRO NY 澤井、中山

特許改革法案 2007 (S1145)<sup>1</sup>に対する上院司法委員会におけるマークアップ(逐条審査)<sup>2</sup>が14日にも予定される中、開催の延期を求める書簡が11日、上院司法委員会の共和党議員からLeahy同委員長(民、バーモント)、Specter同ランキング委員(共、ペンシルバニア)、Hatch上院議員(共、ユタ)宛に提出された。これとは別に、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のミッチェル首席判事は7日、下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会の議会スタッフ宛に新たな書簡を提出した。

1. 一部共和党議員の書簡<sup>3</sup>

今般、司法委幹部宛に書簡を提出したのは、Coburn上院議員(共、オクラホマ)、Grassley上院議員(共、アイオワ)、Kyl上院議員(共、アリゾナ)、Sessions上院議員(共、アラバマ)、Brownback上院議員(共、カンザス)の5名の共和党議員。上院司法委員会の共和党議員は全9議席(民主党は10議席)<sup>4</sup>であり、今般書簡を提出した議員数は共和党議員の過半数となる。

同書簡によれば、特許制度改革に対する同委員会の取り組みには賛同するものの、先日開催された公聴会<sup>5</sup>を受けて、同委員会がマークアップを行う上で、同委員会委員、USPTO、司法省等との間で更なる議論が必要であるとして、十分な議論がなされるまではマークアップを行わないように要請している。とりわけ、米国経済に幅広く影響を及ぼす多くの重要な問題として、損害賠償算定条項、付与後異議申立制度、USPTOの規則制定権限については、イノベーションや財産権の弱体化、あるいは不必要な訴訟の増加を招くことの無いよう、より慎重な審議や公聴会が必要であると述べている。この際、特許の品質の向上や投機的訴訟の問題に対して、より多くの注意を払うべきであるとしている。

同書簡は法改正そのものに反意を示すことを目的とするものではなく、書簡提出者は、イノベーションや米国の競争優位性を守るため、特許制度改革に向けて司法委幹部と共に尽力する用意があると結んでいることを付言する。

<sup>1</sup> [http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110\\_cong\\_bills&docid=f:s1145is.txt.pdf](http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=110_cong_bills&docid=f:s1145is.txt.pdf)

<sup>2</sup> [http://judiciary.senate.gov/meeting\\_notice.cfm?id=2827](http://judiciary.senate.gov/meeting_notice.cfm?id=2827)

<sup>3</sup> 書簡については、[こちら](#)を参照

<sup>4</sup> <http://judiciary.senate.gov/members.cfm>

<sup>5</sup> 2007年6月6日付け知財ニュース「上院司法委員会公聴会(特許改革-米国イノベーションの将来)開催」を参照

なお、上院司法委員会の審議日程を見る限り、本法案の14日のマークアップ予定については、現時点では変更はない。

## 2. CAFCミッチェル首席判事の書簡<sup>6</sup>

連邦巡回控訴裁判所(CAFC)のミッチェル首席判事は、下院司法委員会裁判所・インターネット・知的財産小委員会の議会スタッフあてに書簡を提出している。同判事は5月3日付けで、上院司法委員長あてに現行法案の損害賠償算定及び中間上訴規定に反対する旨の書簡を提出していることは既報の通り<sup>7</sup>。

今般、新たに下院へ提出された書簡は、同議会スタッフからの損害賠償の算定に関するCAFCの判例の調査依頼に対して回答したものであるが、同書簡においても、損害賠償算定条項を改正することに反対の意を表明している。同判事は、数十年にも及ぶ判例を経て洗練された現行の損害賠償制度の継続を望むのであれば、何もしない(改正をしない)ことが重要であると指摘している。他方、議会が抜本的な改正を望むのであれば、さらに慎重に条文案を検討する(far more carefully-crafted)必要があるとして、判例法のように様々な異なる事情を考慮できるような長文の規定が要求されるとしている。<sup>8</sup>

(了)

---

<sup>6</sup> 書簡については、[こちら](#)を参照

<sup>7</sup> [2007年5月23日付け知財ニュース「CAFCが特許改革法案に関し上院司法委員長に書簡を提出」](#)を参照

<sup>8</sup> 様々なケースに対応できるように、Georgia Pacific 事件において集約された数多くのファクターから、限られた文言のみを抜き出すことは不適切としている。また、現行法案で提案されているマクロ経済学の分析を必要とする新たな規定については、当事者・裁判所の過度の負担を理由に否定的立場を示している。